

安全衛生

安全衛生管理体制

本学の安全衛生管理は、キャンパスが分散している等の本学特有の事情を考慮し、各キャンパスをそれぞれ事業場として捉え、事業場毎に、労働安全衛生法等の関係法令に基づき、管理体制を構築しています。

最新の情報については九州大学環境安全衛生推進室ホームページをご覧ください。

(1) 管理者等の配置

- ①安全衛生を統括管理する総括安全衛生管理者を配置(箱崎地区、附属演習林地区及び九大新町地区を除く)
- ②健康障害の防止等に係る技術的事項を管理する衛生管理者を配置(箱崎地区、附属演習林地区及び九大新町地区を除く)
- ③危険又は健康障害の防止等に係る技術的事項を管理する衛生推進者を配置(箱崎地区、附属演習林地区及び九大新町地区のみ)
- ④職員の健康管理等を行う産業医を配置(箱崎地区、附属演習林地区及び九大新町地区を除く)

(2) 委員会等の設置

- ①事業場毎の安全衛生に係る事項を調査審議するため安全・衛生委員会を設置(箱崎地区、附属演習林地区及び九大新町地区を除く)
- ②複数の部局で構成される馬出地区、伊都地区センター・イースト及び伊都地区ウエスト事業場においては、安全・衛生委員会の下に各部局安全・衛生部会を設置

(3) 環境安全衛生推進室の設置

全学の安全衛生・環境保全の推進を支援することを目的とした環境安全衛生推進室を設置し、本学の安全衛生に関する諸事項の企画立案・実施等を行っています。

(4) 安全衛生連絡会の設置

環境安全衛生推進室長が主催する全学的な情報交換の場として全事業場の総括安全衛生管理者、産業医等で構成する安全衛生連絡会を設置し、原則として年に1回開催しています。

★もっと詳しく知るには

九州大学環境安全衛生推進室ホームページ
<https://anei.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

◆お問い合わせ先

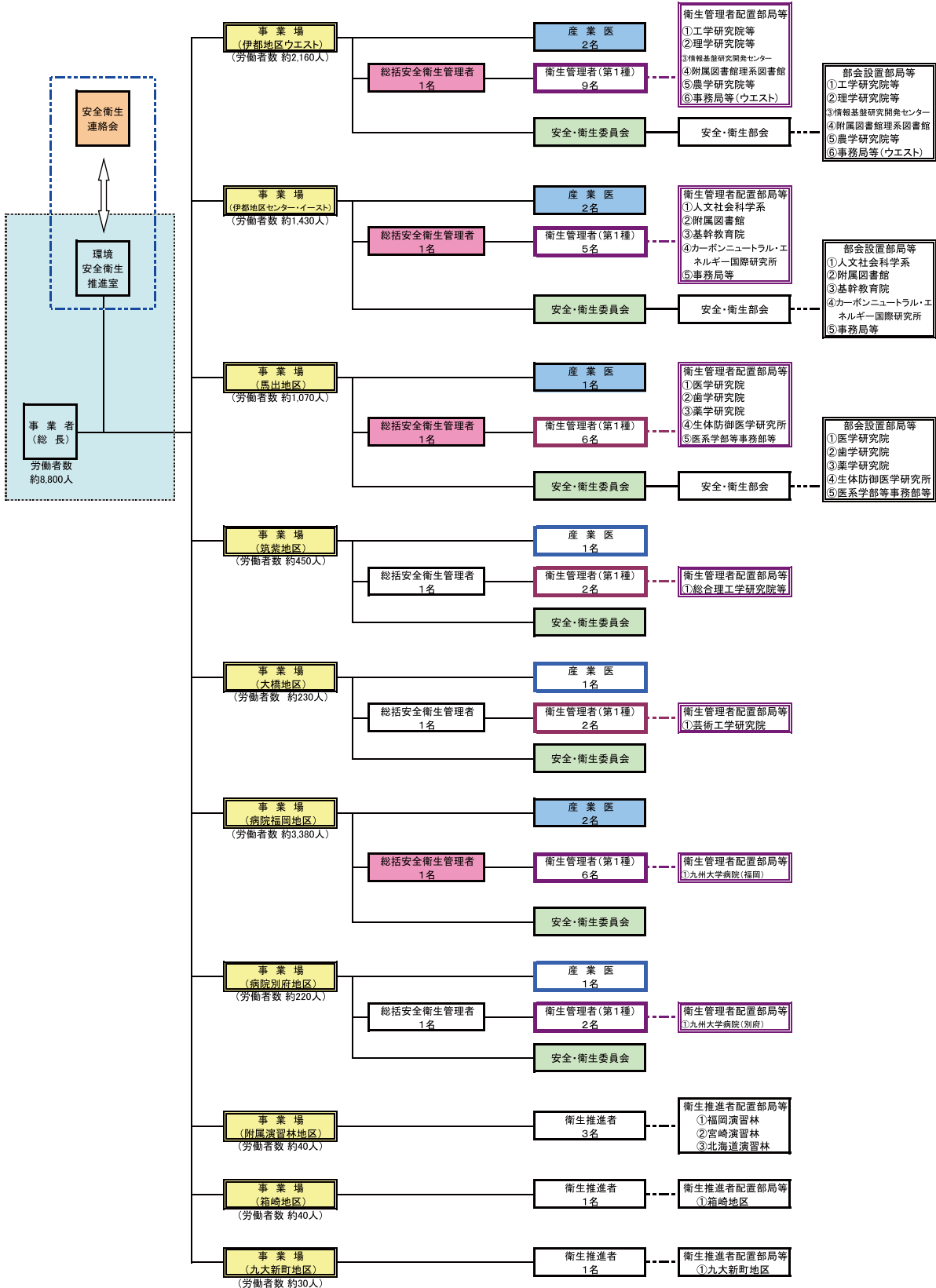
総務部環境安全管理課衛生管理係

092-802-2075

内線:90-2075

E-mail:syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp

◎九州大学における安全衛生管理体制



 の総括安全衛生管理者は、法定により労働者数1,000名以上の事業場に設置し、それ以外は学内措置により設置している。
 の産業医は、法定により労働者数1,000名以上の事業場に専属で設置。
 の衛生管理者のうち病院福岡地区、病院別府地区は、法的に第1種免許を要する。また、馬出地区、病院福岡地区、伊都地区ウエスト、伊都地区センター・イーストは労働者数1,001名以上であるため、衛生管理者のうち1名は専任とする。
 の安全・衛生委員会は法的に設置している。安全・衛生部会については学内措置により設置している。
 ※専任とは、その業務に専従すること。専属とは、その事業場だけに勤務する者であり、業務に専従することまでは求められない。

健康診断

労働安全衛生法に基づき、事業者である九州大学は健康診断を実施する義務があり、一方、労働者である教職員もこの健康診断を受診する義務があります。本学が実施する健康診断は下表のとおりです。

★もっと詳しく知るには

九州大学環境安全衛生推進室ホームページ
<https://anei.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

◆お問い合わせ先

総務部環境安全管理課衛生管理係

092-802-2075
内線：90-2075

E-mail:syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp

産業医面接指導

労働安全衛生法に基づき、長時間労働を行った職員や疲労の蓄積がある職員、希望する職員に対し、産業医による面接指導を実施しています。

産業医は職員の健康状況や勤務状態を把握して必要な助言、指導を行い、職場は産業医の意見をもとに改善措置を講じます。

★もっと詳しく知るには

九州大学環境安全衛生推進室ホームページ
<https://anei.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

◆お問い合わせ先

総務部環境安全管理課衛生管理係

092-802-2075

内線：90-2075

E-mail:syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp

ストレスチェック

労働安全衛生法に基づき、職員に対し年に1回ストレスチェックを実施しています。ストレスチェックは、職員が自身のストレス状態を客観的に把握し、対処することで、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。

ストレスチェックの結果、高ストレスであると判断され、希望する職員に対し、産業医の面接指導を実施しています。

★もっと詳しく知るには

九州大学環境安全衛生推進室ホームページ
<https://anei.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

◆お問い合わせ先

総務部環境安全管理課衛生管理係

092-802-2075

内線：90-2075

E-mail:syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp

健康診断の種類	対象者	実施時期及び方法
一般定期健康診断	職員全員(特定業務従事者及び雇入時健康診断受診者を除く)	6月～9月 巡回型、業者診療所受診型
雇入時健康診断	新規採用者	随時 業者診療所受診型
海外派遣労働者健康診断	6ヶ月以上の海外派遣のある者 派遣前と帰国後	随時 業者診療所受診型
特定業務従事者健康診断	特定業務従事者	6月～9月、12月～1月 巡回型、業者診療所受診型
特殊健康診断	有機溶剤・特定化学物質・粉じん取扱者 高気圧・潜水業務従事者	6月～9月、12月～1月 巡回型、業者診療所受診型
電離放射線健康診断	放射線業務従事者	5月、9月、11月、2月 九大病院で実施
労災二次健康診断	一般定期健康結果で該当者抽出 (BMI・脂質・糖代謝・血圧)異常者	8月～11月 業者診療所受診型
結核定期健康診断	雇入時健康診断または一般定期健康診断対象外の者のうち、雇用期間が1年以上の者	6月～9月 巡回型、業者診療所受診型
リスクアセスメント対象物健康診断	リスクアセスメント対象物取扱者のうち、必要と認める者	随時 巡回型、業者診療所受診型、他
胃がん検診	40歳以上(希望者)	6月～9月 業者診療所受診型
子宮頸がん検診	希望者	6月～9月 業者診療所受診型
大腸がん検診	40歳以上(希望者)	12月 巡回型

化学物質等の管理

研究室等の管理責任者は、様々な化学物質に関する法律を遵守するとともに、学生及び教職員の安全と健康を守る義務があります。そのためには、以下に示すリスクアセスメント(危険有害性評価)、化学物質管理支援システムを用いた化学物質の管理、および作業環境対象物質のリスク調査を必ず実施させるよう指導してください。また、学生に実験させる場合、これらの実施方法を含めた安全教育を学生に対して行わなければなりません。

○化学物質の取扱い

化学物質の取扱いに関しては、九州大学化学物質管理規程や毒物及び劇物取締法を始めとする法律が定められており、これらを遵守する必要があります。また、部局においても内規を定めている場合がありますので、併せて遵守する必要があります。内規については、部局によって定めが異なりますので、部局担当係に確認してください。

○化学物質のリスクアセスメント

平成28年6月1日から、労働安全衛生法の改正によって、一定の危険有害性のある化学物質についてリスクアセスメントが義務づけられました。リスクアセスメントとは、化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。令和8年4月1日時点で約2300物質がリスクアセスメントの対象として指定されており、今後はさらに約2900物質まで拡張される予定となっています。また、SDS及びリスクアセスメント結果は実験室の見やすい場所に掲示、又は備え付けてください。

○化学物質管理支援システム

学内の化学物質は、化学物質管理支援システムで管理しています。化学物質が使われる場合は、部局担当事務を通し環境安全センターに研究室等整理番号の発行を依頼してください。発行された上記番号をログインIDとしてシステム利用が可能となります。

URL <https://chem.ofc.kyushu-u.ac.jp/iasor7/fw/FW0000/>
毒物及び劇物などの特定の化学物質は、取締法や本学規則に従い、使用する度に使用量や使用者等を入力しなければなりません。なお、研究室等整理番号は、化学物質に関する調査や廃液等の処理依頼時にも、利用します。

○高圧ガスの管理

高圧ガス保安法により、高圧ガスの製造・貯蔵及び消費に関し、その取扱いに規制が設けられています。例えば、高圧ガスボンベから直接1MPa以上の圧力にて取り出した高圧ガスにて実験・研究を行う場合も高圧ガス保安法の適用を受け、監督行政庁への届出が必要となります。実験に使用している圧力の確認をお願いします。また、次の7点を理解した上で、安

全に実験を実施して下さい。①ガスの性質を熟知しておく。②漏えいさせない。③高圧ガスの圧力について認識しておく。④バルブは静かに開閉する。⑤ガスを他の目的に流用しない。⑥器具類は専用のものを用いる。⑦使用した記録を残す。

尚、高圧ガス容器の管理は、製造業者だけでなく消費者にも責任があり、災害や喪失・盗難等のときは、その旨を都道府県知事等に届け出なければなりません。高圧ガスを使う者の管理徹底が要求されています。高圧ガス容器の返却については、福岡県の「高圧ガス容器管理指針」が平成29年2月1日に制定されており、九州大学でも指針に則り、原則として1年の返却(最大でも5年以内の返却)を推進しています。

○作業環境測定

労働安全衛生法に規定されている作業環境測定対象物質(有機溶剤、特定化学物質及び粉じん)を取り扱っている研究室では、6か月ごとに作業環境測定を実施する必要があります。本学では、環境安全センター所属の作業環境測定士が対応していますので、依頼の上対応ください。

○化学物質の廃棄管理

実験等で生じる廃棄物は、化学物質等で汚染されているものもあるため、適切に処分する必要があります。詳しくは「廃棄物処理」をご確認ください。流しには、少しでも害があると思われるものは流さないようにしてください。排水は、常に水質を検査し、基準値を超えた場合には原因の究明を行っています。

○水銀及び水銀化合物の適切な管理

平成29年8月16日の「水銀に関する水俣条約」の発効に伴い、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(水銀汚染防止法)及び改正関係法令が施行され、水銀製品の製造や移動、使用、廃棄等に関する規制が強化されました。水銀及び水銀化合物の国が定めた指針に従った貯蔵、前年度の貯蔵量及び移動量の報告、水銀使用機器の廃棄時の適正な分別回収等が義務付けられています。水銀及び水銀化合物の化学物質管理支援システムへの登録、在庫量・使用量の把握、温度計などの水銀使用機器の保有数量、使用・保管場所の把握等の適切な管理が必要です。

注意!

化学物質については、法律が変わり規制がかかることがありますので注意が必要です。

また、下記の項目については、一般の化学物質とは別に、各々規制に基づく管理が必要となります。

- ・麻薬や向精神薬
- ・核燃料物質
- ・使用禁止となった農薬
- ・特定毒物

○一般(免税)アルコールの適切な管理について

一般(免税)アルコールの取扱いに関しては、アルコール事業法において、使用・管理について定められており、これらを遵

守る必要があります。

新たに使用を希望する際は、当該部局事務部を通して九州経済産業局への事前許可申請・承認が必要です。

一般(免税)アルコールの使用は、使用の都度、アルコール使用簿に記載し、年度末に同局に報告書を提出するなど、使用・保管については厳重な管理が求められています。

また、すでに使用許可されている研究室で、研究テーマの変更、使用場所の変更、使用の廃止、その他申請当初からの軽微な変更に関しても都度、申請・届出が必要となります。

つきましては、当該部局事務部へ申請書・届出書の提出をお願いいたします。

★もっと詳しく知るには

- ・環境安全センターホームページ
<https://ces.kyushu-u.ac.jp/>
- ・九州大学化学物質管理規程
- ・化学物質管理規程運用マニュアル
- ・化学物質管理及び廃液・廃棄物処理の手引き
- ・九州大学化学物質の使用に関するリスクアセスメントの実施指針
- ・化学物質管理支援システム
- ・高圧ガス(届出、変更、廃止、相談、講習会)ホームページ
<https://gas.jimu.kyushu-u.ac.jp/index.html>
- ・経済産業省 アルコール事業
<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/index.html>

◆お問い合わせ先

- ・化学物質の管理について
各部局事務部担当係
又は 環境安全センター 092-802-2591
内線:90-2591
- ・化学物質管理支援システムについて
環境安全センター 092-802-2591
内線:90-2591
- ・高圧ガスについて
環境安全衛生推進室 高圧ガス等安全管理部門 092-802-3920
内線:90-3920
- ・作業環境測定について
総務部環境安全管理課環境管理係
環境安全センター作業環境測定担当 092-802-2569
内線:90-2569
- ・一般(免税)アルコールについて
各部局の用度担当係
財務部調達課役務調達係

廃棄物処理

可燃ごみや有価物等以外の廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」に従い適正に処理を行わなければなりません。廃棄物を研究室単位で処理する場合は、

※ 透明袋には、研究室等の名称と内線番号を明記してください。

生活系廃棄物

再資源化可能な廃棄物

※ 透明袋には、研究室等の名称と内線番号を明記してください

古紙 (紙類)

- 新聞紙、雑誌、紙ボール
- 段ボール
- 雑誌類
- 雑がみ類

瓶

- ペットボトル
- 飲料缶

発泡スチロール

金属くず

大型廃棄物

特殊な廃棄物

- 蛍光管
- 乾電池等

再資源化できない「ごみ」

- 不燃ごみ
- 可燃ごみ

九州大学環境安全センター <https://ces.kyushu-u.ac.jp> 2022年10月現在

実験系廃棄物

瓶

有害付着物

不燃ごみ

実験系可燃ごみ

感染性医療系

廃薬品等

含水銀廃棄物

無機系廃液

有機系廃液

調査: 5月頃、備考: 10月頃

九州大学環境安全センター 2022年4月現在

部局担当係を通して廃棄依頼を行ってください。

また本学では、研究室等で生じたごみを、実験系廃棄物と生活系廃棄物に分け、更にそれらを細かく分類し、適切に処分委託しています。

分類や処分方法については、「化学物質管理及び廃液・廃棄物の管理の手引き」やポスター(下図)を参照してください。

○実験系廃棄物の処理

大学で排出される実験系廃棄物は、その組成が千差万別であることから、個々の廃液・廃棄物の性状、毒性、危険性を最もよく知っている排出者による的確な分別貯留と、外部委託処理業者への確実な受渡しが不可欠です。

実験系廃棄物は、部局ごとに集められ、定期的に処分を行っています。部局内の収集方法は部局毎に異なりますので、部局担当係に問い合わせてください。

○生活系廃棄物の処理

*生活系分別ごみ

各部局に設置している分別ごみ置き場に、ルールを守って出してください。

○リサイクルシステム

「譲ります」、「貸します」、「探しています」といった登録が、下記のURLからできます。「リサイクル品照会」で探して、ほしいものがありましたら、入力した人に直接照会を行い、物品のリサイクルを行うシステムです。大いに活用してください。

<https://recycle.jimu.kyushu-u.ac.jp>

★もっと詳しく知るには

・環境安全センターホームページ

<https://ces.kyushu-u.ac.jp/>

上記URLから、「化学物質管理及び廃液・廃棄物処理の手引き」、無機系廃液の「処理依頼伝票」等がダウンロードできます。

◆お問い合わせ先

・廃棄物処理全般

総務部環境安全管理課環境管理係(環境安全センター)

092-802-2591

内線:90-2591

・リサイクルシステム

財務部資産活用課

092-802-6177

内線:90-6177